

【利用料金の減免について】

山口県十種ヶ峰青少年自然の家を使用する際、次のような場合に、施設使用料が減免の対象となります。

- 1 学校教育法に規定する学校(大学を除く)、主として19歳未満が在学する専修学校若しくは各種学校、児童福祉法に規定する保育所又は少年団体が教育活動又は団体活動として集団宿泊研修、野外活動等を行うために使用する場合は、施設使用料を徴収しません。

注) 年齢構成を証明する書類が必要となる場合があります。

- 2 公益上特に必要がある場合、その他特別の理由があると認める場合は施設使用料が半額になります。

「公益上特に必要がある」「特別な理由がある」とは、概ね以下のような場合です。

- (1) 健全な青少年を育成することを目的とし、営利若しくは宣伝を目的としない活動で、次のいずれかに該当する場合

- ① 市町村が主催（市町村が参画する実行委員会による場合をふくむ）、共催若しくは後援する催物
- ② 当該施設の管理法人が施設の利用促進を目的として行う催物
- ③ 障害者手帳の所持者でその提示があった場合

- (2) このほか、県が主催、共催若しくは後援する催し物等の場合

注) 「減免申請書」の提出が必要です。

※ 詳しくは、山口県十種ヶ峰青少年自然の家の窓口にお尋ねください。